

= 暑い夏 =

今年も、年度更新と算定基礎が無事終了しました。コロナの制限がない夏休み。やっと気兼ねなく遊ぶことができます。

とはいえ、当法人では社労士試験を控え、ただいま追い込み中のスタッフもいます。一発勝負の試験ですので、大変だとは思いますが、夏バテせずに本番に取り組んで欲しいと思っています。

そのバックアップとまではいきませんが、例の「つむぎ食堂」で、夏野菜のお料理を提供し、ビタミンをしっかりとってもらっています。

スイーツも皆でおいしくいただいているのですが、K氏のダイエットについてはそれはどうなのか…。

最近はそっとしておこうという雰囲気になっています。(川東)



★2023年8月号

1、性的少数者の使用制限に関する最高裁の初判断

7月11日、戸籍上は男性で性同一性障害の経済産業省職員に対するトイレの使用制限について、最高裁第3小法廷は国の対応を「裁量権の範囲を逸脱し違法」とし、制限を不当と判断しました。

この使用制限は、女性トイレ使用に関する要望を受けて開かれた職員向け説明会でのやり取りを踏まえ、経済産業省が決定していたもので、下級審では判断が分かれていました。

◆判断理由

最高裁は「他の職員への配慮を過度に重視し、原告の不利益を不当に軽視するもので、著しく妥当性を欠く」とし、理由を次のように挙げています。

- ① 当該職員は女性ホルモンの投与を受けており、「性衝動に基づく性暴力の可能性は低い旨」の医師の診断も受けている
- ② 女性の服装等で勤務し、本件執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用するようになったことで、トラブルが生じたことはない
- ③ 数名の女性職員が違和感を抱いているように見えたにとどまり、明確に異を唱える職員がいたことはうかがわれない
- ④ 約4年10カ月の間に、当該職員による本件庁舎内の女性トイレの使用につき、特段の配慮をすべき他の職員が存在するか否かについての調査が改めて行われ、本件処遇の見直しが検討されたこともうかがわれない

◆今後の対応

裁判官の補足意見には、使用制限について、当初の必要性は認めつつ、教育等により理解を得るための努力を行い、必要に応じて見直すなどが必要だったと認めています。

また裁判長は、今後、事案の積重ねを通じて指針や基準が形作られることに期待したいとしています。

性同一性障害をはじめとした性的少数者の職場環境について、最高裁が初めて下した判断は、民間企業の対応にも影響を与えるでしょう。

【裁判所ホームページ判決文】

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/092191_hanrei.pdf



★夏期休暇のお知らせ★

8月11日(金)～15日(火)を夏期休暇とさせていただきます。

ご迷惑をおかけしますが、何卒よろしく願いいたします。

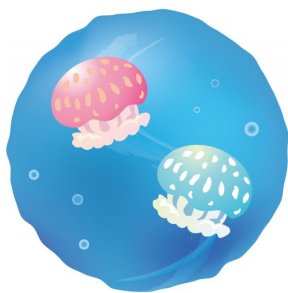
＝季節のコラム＝

今年の夏は海水浴場もにぎわっていることですが、お盆も過ぎれば『クラゲ』に注意が必要です。

イソギンチャクのようなポリプからエフィラ幼生となって泳ぎ出したクラゲは、お盆あたりの海水温でどんどん成長し、触手の針もヒトを刺せるようになるので、「お盆過ぎ」は危険なのです。また近年では、増えすぎて漁の厄介者として嫌われもの扱い。

とはいえ、日本では中世から、中国では1700年前から食用とされており、「人工クラゲ」さえも作られています。その開発段階の副産物としてできたのが『カニカマ』だとか。

最近ではそのスローテンポな泳ぎや、傘の拍動などが、忙しい現代人の『癒し』になっていると、注目されています。（鹿島）



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、精神障害に関する労災補償状況

厚生労働省が公表した令和4年度「過労死等の労災補償状況」によると、仕事による強いストレスが原因で発病した精神障害の状況について、労災請求件数は2,683件で前年度比337件の増加、支給決定件数は710件で前年度比81件の増加となっています。

この数はいずれも統計開始から過去最多となっています。

◆業種別では医療・福祉、年齢別では40～49歳が最多

業種別では、医療・福祉（請求624件、支給決定164件 以下同順）が最多となっており、次いで製造業（392件、104件）、卸売業・小売業（383件、100件）が続いています。

また、年齢別では、請求件数、支給決定件数いずれも40～49歳が最多となっています。

◆パワハラが最多

支給決定件数の類型別では「パワーハラメント」が147件で最多となっています。そ

の他、「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」や「セクシュアルハラスメント」などハラスメント関連の類型によるものが目立ち、ハラスメントに関する問題は影響が大きいことがわかります。

◆労災認定基準の改正も

精神障害の労災認定基準については、業務による心理的負荷評価表の見直し（具体的出来事にいわゆるカスタマーハラスメントが追加等）がされるなど、近く改正予定となっています。

引き続き職場のハラスメント対応やメンタルヘルス対応については気をつけていきたいところです。

【厚生労働省「令和4年度「過労死等の労災補償状況」精神障害の労災補償状況】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001113802.pdf>



3、今月のおすすめ本

今月は「運気を引き寄せるリーダー七つの心得」（田坂広志／光文社新書）をご紹介します。

危機や逆境に求められる究極の力は「良い運気を引き寄せる力」です。その良い運気を引き寄せる技法は「ポジティブな想念」です。けれども実行することは非常に難しい。なぜなら『心』がもつ双極的性質のため、表面意識の世界で「ポジティブな想念も持とう」とすることはできるのですが、同時に無意識の世界に「ネガティブな想念」が生まれてしまうからです。

ですが、強運のリーダーは「すべては導かれている」「人生で起こること、すべて、

良いこと」という『絶対肯定の想念』を持っています。この想念を持つことで、ネガティブな想念が入る余地がなく、運気を引き寄せることができるのです。

タイトルに「リーダー」とありますが、「自分自身の人生を導くリーダーは自分」ということで、誰にでも役立つ内容です。

ぜひ、読んでみて下さい （川端）

